



男女共同参画推進委員会

第97回

平成30年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

【優秀賞】

男女共同参画について

第一中学校三年 佐藤昂輝

私は、中学三年生です。

中学校生活は、勉強と部活動が中心で、その両立が大切です。

私は、陸上部に入っています。陸上競技の種目は、その他のスポーツと同じように、男女別です。そして、記録は、男子の方が上です。これは、男女の体力差、運動能力の差などの影響だと思っています。

しかし、勉強は、男女のどちらが上かは、よくわかりません。国語や英語、音楽、技術家庭科などは、女子の方が優れているような気がしています。

「男女共同参画」について調べてみると、「男女が対等の立場で、個人としての能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事などの生活を両立させていく社会を目指す法律」と出ていました。男女共同参画と言いつつ、男女別の能力の差というより、個人としての能力の発揮という、より個人の人權の尊重というイメージをもちました。

最近、ニュースで、東京医大の入試について知りました。一人の男子の不正入学に始まり、問題が拡大していき、女子受験生の点数を一律に減点していたということですが、半年後に高校入試がある私たちにとって、他人事ではないように感じました。私たちは、入試が公正に行われることを前提

に努力しているのです、このような不正が行われることは信じられません。このことでは不利益をこうむった人は、自分の人生をだしなしにされたことになると思います。

この不正の理由が、女性が出産育児により職を離れる人が多いからというのでした。確かに、子どもを産むことができるのは女性に限られますが、育児は夫婦で力を合わせて行うものだと思いますし、最近では、男性が育児休暇をとるというのも広がりつつあります。そして何より、子育ては、社会全体の役割だと考えます。

「男女雇用機会均等法」という別の法律では、「働く人が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要な課題となっており」とあり、より女性(母性)を守ることが重視されています。

このような法律があるにもかかわらず、現実には、男女差別が行われてしまうということですが、逆に言えば、法律がなければ男女差別は今以上に悪い状況だということでしょうか。

今回の東京医大の不正入試をきっかけに、社会の様々な男女差別が解消に向かうことになれば「災い転じて福となす」と言えると思います。また、さらに進んで、男女共同参画社会基本法にある「個人として能力を十分に発揮」できる社会が実現していく方向に向かうことを願っています。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

クレジットカードの利用明細書は

必ず確認しましょう

【事例】

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。



【ひとことアドバイス】

★クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。

★クレジットカード会社の調査などにより、第三者による不正利用だったことがわかる場合もあります。

★利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票などと突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。資料提供…独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▶月々金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

☎382-12228